

京都市告示第 344 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 1 月 7 日

京都市長 榊 本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
大原 8 号線	左京区大原草生町 364 番地地先から 同町 322 番地の 1 地先まで	告示の日
栗田経 19 号線	東山区長光町 615 番地地先から 同町 613 番地地先まで	〃
有濟緯 2 号線	東山区巽町 470 番地地先から 同町 447 番地地先まで	〃
五条通	下京区中堂寺北町 40 番地の 2 地先から 同区中堂寺南町 59 番地地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)